

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																																														
5 年 第 3 号	5. 8. 31	<p>軽油引取税の課税免除制度の存続を求める請願</p> <p>現在、弊業界の採取場で使用する軽油については、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで軽油引取税の課税免除措置が講じられ、薄氷の経営に寄与しているところである。</p> <p>一方、砕石及び砂利の生産量は、震災復興需要として一時的に増加したものの、依然として低迷しており、弊業界を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。これは、砕石及び砂利の主な需要先であるコンクリート用及び道路用の骨材の需要が大幅に減少し回復の見込みが立たないためである。また、こうした需要が大きく低迷している中で近年の資機材及び人件費の上昇を製品価格に転嫁することも極めて困難な状況にある。</p> <p>そのため、仮に課税免除措置が廃止された場合は課税額分を自ら負担せざるを得なくなるため、一層苦しい経営状況に陥るのは必至であり、ほとんどが中小業者で占められる弊業界への影響は極めて甚大なものがある。</p> <p>砕石及び砂利は良好な社会資本や産業基盤の整備には欠かせない基礎資材であり、これらを質的かつ量的に安定供給する弊業界の窮状に鑑み、軽油引取税に関して下記の措置をとるよう国に求めることを請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 軽油引取税の課税免除措置の期間延長または恒久化を図ること。</p>	茨城県水戸市笠原町 978-25 茨城県砕石事業協同組合 理事長 長谷川 大紋 外 3 名	野 梨 透 海 葉 田 塚 信 秋 夫 白 飯 谷 川 山 田 幸 成 飯 細 小 田 森 常 井 悦 洋 川 伊 津 沢 勝 西 野 野 徳 一	<p><軽油引取税の課税免除制度について></p> <p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車等の燃料となる軽油については、県税である軽油引取税が課税されるが、政策的配慮により、一定の事業及び用途に対しては、申請に基づき課税を免除する。 <p>2 制度改正の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽油引取税は、平成 20 年度まで道路特定財源であり、道路使用に直接関係しないと認められる業種等について課税免除されていた。 平成 21 年度税制改正において、一般財源化されたことにより、原則としてすべての軽油の使用が課税されることとなったが、船舶、農業等の一定の業種及び用途に対しては、3 年間課税免除することとされた。 その後、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 3 年度税制改正において、それぞれ見直しを行ったうえで、課税免除の期間が一部の業種等を除き 3 年間延長されるなど、現在は令和 6 年 3 月 31 日までとなっている。 延長の際に課税免除の縮減・廃止とされた業種等は、1 件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なこと、本制度の利用率が極めて低く適用件数が僅少なこと、他の燃料への代替が可能なこと、一部の対象事業者等に担税力が認められることを主な理由としている。 <p>3 茨城県における課税免除の状況（令和 4 年度）</p> <table border="1" data-bbox="1914 1285 2861 1686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">免税軽油 使用者数 等(人)</th> <th rowspan="2">割合 (%)</th> <th colspan="2">免税軽油</th> <th rowspan="2">割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>数量(kℓ)</th> <th>免税額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱物の掘採事業</td> <td>77</td> <td>2.43</td> <td>13,287</td> <td>426,513</td> <td>28.26</td> </tr> <tr> <td>農 業</td> <td>2,365</td> <td>74.68</td> <td>9,411</td> <td>302,093</td> <td>20.02</td> </tr> <tr> <td>船 舶</td> <td>540</td> <td>17.05</td> <td>7,417</td> <td>238,086</td> <td>15.78</td> </tr> <tr> <td>(うち漁船)</td> <td>363</td> <td>11.46</td> <td>5,403</td> <td>173,436</td> <td>11.49</td> </tr> <tr> <td>鉄道・軌道事業</td> <td>7</td> <td>0.22</td> <td>6,767</td> <td>217,221</td> <td>14.39</td> </tr> <tr> <td>木材加工業</td> <td>48</td> <td>1.52</td> <td>3,461</td> <td>111,098</td> <td>7.36</td> </tr> <tr> <td>セメント製造業</td> <td>58</td> <td>1.83</td> <td>2,072</td> <td>66,511</td> <td>4.41</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>72</td> <td>2.27</td> <td>4,601</td> <td>147,692</td> <td>9.78</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,167</td> <td>100.00</td> <td>47,016</td> <td>1,509,214</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度の期限後の取扱いについては、今後、関係省庁からの税制改正に係る要望を踏まえ、税制調査会において議論される見通しである。 	区分	免税軽油 使用者数 等(人)	割合 (%)	免税軽油		割合 (%)	数量(kℓ)	免税額(千円)	鉱物の掘採事業	77	2.43	13,287	426,513	28.26	農 業	2,365	74.68	9,411	302,093	20.02	船 舶	540	17.05	7,417	238,086	15.78	(うち漁船)	363	11.46	5,403	173,436	11.49	鉄道・軌道事業	7	0.22	6,767	217,221	14.39	木材加工業	48	1.52	3,461	111,098	7.36	セメント製造業	58	1.83	2,072	66,511	4.41	そ の 他	72	2.27	4,601	147,692	9.78	合 計	3,167	100.00	47,016	1,509,214	100.00
区分	免税軽油 使用者数 等(人)	割合 (%)	免税軽油		割合 (%)																																																														
			数量(kℓ)	免税額(千円)																																																															
鉱物の掘採事業	77	2.43	13,287	426,513	28.26																																																														
農 業	2,365	74.68	9,411	302,093	20.02																																																														
船 舶	540	17.05	7,417	238,086	15.78																																																														
(うち漁船)	363	11.46	5,403	173,436	11.49																																																														
鉄道・軌道事業	7	0.22	6,767	217,221	14.39																																																														
木材加工業	48	1.52	3,461	111,098	7.36																																																														
セメント製造業	58	1.83	2,072	66,511	4.41																																																														
そ の 他	72	2.27	4,601	147,692	9.78																																																														
合 計	3,167	100.00	47,016	1,509,214	100.00																																																														